

## 平成29年度第2回千葉県国土利用計画地方審議会議事録

1 会議の日時 平成30年1月31日（水曜日）  
午前10時から11時30分まで

2 場 所 三井ガーデンホテル千葉 4階 白鳳

### 3 出席者の氏名

#### (1) 審議会委員

北原理雄会長（議長）、伊藤忠良副会長、池邊このみ委員、石川幹子委員、大江靖雄委員、岡奈理子委員、小坂泰久委員、斉藤守委員、志賀和人委員、轟朝幸委員、中村暁美委員、仲村秀明委員、西田三十五委員、本清秀雄委員、松戸隆政委員（計15名）

#### (2) 事務局職員

大木総合企画部次長、高橋政策企画課長、  
総合企画部政策企画課 榊田副課長、三林主幹、佐藤地域政策班長、  
花澤主査、今井副主査、海老原主事

### 4 会議に付した議題

- (1) 第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の素案について
- (2) その他

### 5 議事の概要

議 長 本会議の議事録署名人を指名する。岡委員及び志賀委員にお願いする。

#### (1) 第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画の素案について

議 長 事務局から説明をお願いする。

事 務 局 〔資料1-1「第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画（素案）」  
（以下「素案」という。）に基づき説明〕

(洪水に係る河川整備の整備水準)

本清委員 洪水に係る河川整備の整備水準（素案12ページ）について、1時間当たり50ミリメートルという記載がされている。昔のように田畑ばかりであった時代はそれでよいが、今は都市開発されて、屋根から樋（とい）を伝ってすぐに河川に雨水が下りてくるので、整備水準を上げた方がよいのではないか。

事 務 局 最近、都市化して水が地下に浸透せず、そのまま河川に流れ込み河川が増水したり、道路に溜まって冠水したりしている。そのため、都市部において貯留施設をつくったり、河川堤防を引き続き整備することが考えられる。整備水準については、豪雨は1時間に50ミリと言われている

るので、その基準で引き続き整備をしていきながら、整備水準についても考えていくとは思いますが、現在のところは、このままの表現とさせていただきたい。

本清委員 この水準は古いのではないか。

事務局 最近では、ゲリラ豪雨など、1時間に100ミリを超えるような場合もあるが、国においても、まずは1時間50ミリぐらいを豪雨の相場として考えているので、今後も、現在の水準で引き続き整備をしていながら、県民の皆様の安全・安心を確保していくことを考えている。

石川委員 最近では、気候変動によってゲリラ豪雨が多発しているため、お隣の東京都では75ミリでやっている。ゲリラ豪雨の場合、瞬間的には200ミリになることも考えられるので、50ミリとする水準は、古いものであると考える。また、千葉県の場合には、都市部と農村部とで水準を変えるべきである。

事務局 水害の激甚化への対応に関する意見として、関係部局と共有させていただく。

議長 都市部と農村部が同じ基準でよいのかという点も含めて、検討させていただきたい。

(森林地域と自然公園地域・自然保全地域とが重複する場合)

志賀委員 素案39ページの「⑧森林地域と自然公園地域とが重複する場合」と「⑨森林地域と自然保全地域とが重複する場合」について、千葉県の独自性があるのは重要だとは思いますが、国土交通省が平成29年に出した「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」では、「両地域が両立するよう調整を図っていく」という表現になっている。これに対し、素案では、「両地域の調整を図っていくものとする」と記載されており、国の運用指針と同じようにも見える一方、違うニュアンスも感じられる。千葉県の場合、私有林が多く、また、国定公園や県立公園の特別地域であっても、第2種以下の土地が多いと思われる。そうすると、「両地域が両立する」という表現の方がふさわしいのではないかと思う。

事務局 意見を参考に表現について検討させていただきたい。

(個別規制法と条例による規制)

志賀委員 素案31ページで、「10 五地域区分の土地利用の原則及び調整方針」について、「個別規制法による規制等が行われることになる」と記載されているが、県や市町村の条例で定められているところもあり、地方分権の流れの中であるので、「個別規制法と県・市町村条例による規制等が行われることになる」とした方がよいのではないか。

事務局 国土利用計画法上は、土地利用基本計画に即して、規制等その他の措置を講ずることとされている。条例を含めて書くことができるか検討させていただきたい。

(林道について～整備方針・災害時の迂回路～)

志賀委員 素案15ページの「(5) 道路 (一般道路・農道・林道)」について、「林道」というと、全国的にいうと大規模林道みたいなイメージがあるが、千葉県における実態は、これと少し異なる。まず、「林道」と「作業道」があって、「林道」は市町村が管理しているが、「作業道」は、森林の間伐などの施業のために取り付けられている。千葉県の場合、「作業道」については整備を推進していくこととされているが、これに対し、「林道」についても整備を推進していくこととなっているのか、森林課などに確認されたい。

また、「林道」というのは、木材の搬出や森林の整備に必要な道路とされるのはもちろんのこと、災害などの場合に、国道・県道・市町村道の迂回道路としても考えられているので、そのようなニュアンスが入っていてもよいのではないか。

事務局 まず、「林道」の整備については、基本的に、必要なものは整備していくという方向で書いているが、関係課に確認させていただく。

また、林道が災害にも役立つのではないかという点については、どのようなことが書けるか検討させていただきたい。

(三重・四重の白地地域)

池邊委員 素案37ページ「(3) 重複する地域における土地利用に関する調整方針」において、「三以上の地域が重複する地域」における調整方針が記載されている。もともと、土地利用基本計画図上で、白地地域(注:市街化調整区域、非線引き都市計画区域の用途地域以外、農振地域の白地地域など)が三重・四重に重複しているが、実際の土地利用と合わなくなっている場所も多く見られると思う。

これについて、今後も、実際の土地利用と合わない三重・四重の白地地域としておくのか。それとも、現行の土地利用を踏まえて、せめて二重の白地地域に修正していく必要があるのではないか。

事務局 仮に、実態が法律の規定に適合するのであれば、指定していくのが基本的な方針であると考えているが、現時点でこれに関する確たる方針はない状況である。

池邊委員 3年ほど前にも申し上げたと思うが、牛肉の脂身のように、三重・四重の白地地域が存在しているのが、千葉県の県土の特性にもなっている。これについて、今まで、何もメスを入れられていない。

しかし、現在の国土の状況や、コンパクトシティの話や、生態系や農地利用の調整を考えると、せめて、二地域(白地)の重複くらいに収束していく方向性を検討した方がよい。今回の策定に際しての話ではないので、参考意見として捉えていただきたい。

議長 では、策定後の宿題をいただいたので、よろしく願います。

(市街化調整区域の土地利用の例外的場合)

石川委員 素案32ページ以降の「(2)土地利用の原則」について申し上げる。

これは原則であるので、非常に大事である。本計画の計画期間中、人口減少・少子高齢化であることから、コンパクトシティを進めるとのことである。

そうすると、素案34ページの市街化調整区域について、原則として「都市的土地利用は引き続き抑制していく」一方、「地域の振興、都市機能の増進などに著しく寄与するもの」について、例外を認める記述となっている。この文言は、拡大解釈が可能な文言である。

したがって、コンパクトシティを目指すのであれば、この文言については、相当に留意して記載する必要があると思う。たとえば、「公共の福祉に著しく寄与するものであれば」などとすべきではないか。このような大義名分がないと、容易に例外を認めることになってしまう。

事務局 現行の計画では、都市機能の集約は基本的に記載していないが、今回の計画の素案では、これを取り入れている。そのため、都市的土地利用をより抑制していくことを表現しようとして、素案のような記載となった。

他方、都市計画法上で開発が許される例外要件が規定されている以上、開発を完全に抑制することを書くのは、バランスの観点から悩ましい。また、市街化調整区域の中で、周辺の地域が市街化しているが、開発されていない地域がポツンと孤立しているようなところでは、住民はなかなか買い物に行くこともできない状況もあるので、開発の余地を残した表現とする必要もある。さらに、「公共の福祉」という表現を使うと、いろいろなことが読み込めてしまうおそれもある。

そのようなバランスを考慮した結果、素案のような記載となっている。これが、本記載としたもともとの趣旨であるが、どのような表現が適切か検討させていただきたい。

小坂委員 私は、地域の振興の観点からは、今でも規制しすぎであるので、これ以上規制すべきではないと考える。すなわち、「適正な土地利用を認める」という表現でよいと思う。

(コンパクトシティ化のための政策)

石川委員 素案33ページ(8行目)の「都市地域の土地利用」について、「都市機能・居住機能の集約」と「公共交通のネットワーク化」の2つが記載してあるが、これら2つだけでは、コンパクトシティ化には足りない。すなわち、少なくとも「まちなか再生」など、何らかの政策を打つ必要がある。

事務局 「まちなか再生」には、中心市街地活性化や高度利用などを含むのかもしれないが、「5 県土利用の基本方針」部分においては、都市機能の集約に際して、都市空間の高度利用などを記載している。

また、「9 計画の実現に向けた措置」部分においては、立地適正化計画の策定促進を記載しているが、これは税制による誘導の方策等も可能となるものである。他方、観光とか交流などを書きすぎると、土地利用基本計画から離れてしまうこともある。

委員指摘の点の重要性は認識しているので、どのようなことを書けるか検討させていただきたい。

#### (都市内農地)

石川委員 素案33ページ(下から3行目)の「都市内の農地」について、「施設園芸等の場になるとともに」とあるが、これはそうではない。むしろ、法律改正により、都市部においても、都市農業として、農業をしっかりと位置付けることとなっている以上、法律改正等(注:都市農業振興基本法制定(平成27年)、都市緑地法改正(平成29年))の内容を含めて書きこむべきである。

事務局 この部分は、現行計画には記載がない部分であるが、まさに、都市内農地の重要性が高まっていることから、このように、都市内農地について記載させていただいたところである。法律上の文言も参考にしながら、どのように書けるか検討していきたい。

石川委員 「施設園芸」は農業の類型に入らないと考えており、この用語を使うべきではない。また、まち中再生の取組については、観光などに踏み込むべきとまで言っているのではない。

大江委員 「園芸」自体は農業の1つの分野であるが、「施設園芸」という言葉は、必ずしも言えないと思う。千葉県北総台地には、日本有数の畑作地帯が広がっている。そこで、「園芸・畑作生産等の場になる」などと修正すればよいのではないか。

伊藤委員 県内の農村地域では、「施設園芸」という言葉は、一般的に使用されている。

大江委員 「園芸」という用語を使えば、その概念の内部に「施設園芸」は含まれるので、「園芸」という少し広い概念で捉えた方がよいと思う。

#### (森林の防災機能)

石川委員 素案35ページ(下から3行目)の「保安林以外の森林地域」について、「海岸地域の災害」と一括りにして記載してあるが、千葉県では、森林の持つ防災機能を特に重点的に書く必要がある。ここで、「災害」という漠然とした言葉だけを書くのではなく、たとえば、津波・高潮とか、具体的なことを書き加えるべきである。この方が、インパクトがあると思う。

事務局 委員指摘のとおり、本県における保安林については、まさに東日本大震災時に、津波の被害を軽減したことが確かめられているので、前段の国土利用計画の部分では、それを踏まえて、海岸の保安林を整備していく旨記載している。

また、土地利用基本計画の部分においては、法律に基づく個別規制法

区域の記載をしており、若干、簡潔な記載となっているので、どのようなことが書けるか検討させていただきたい。

(コンパクトシティとスマート)

轟 委員 先ほどから都市の集約化の話が出ているが、国の全国計画等でも使用されているので、端的に「コンパクトシティ」とか「コンパクト+ネットワーク」などと書いた方が分かりやすいのではないか。

また、素案8ページの「①スマートで持続可能な都市構造の形成」と記載されているが、ここの部分の「スマート」という言葉が気になる。

すなわち、まず、素案9ページの「②農山漁村地域の持続可能性の確保と活性化」では、ICT等を使った効率化という意味で「農業のスマート化」と表現されている。

これに対し、素案8ページの「スマート」では、ICT等を活用した効率化という内容は読み取れない。そこで、タイトルのうちの「スマート」を変更するか、または、当該項目の内容の中にICT等の活用を加えた方がよい。

事務局 「スマート」と表現した趣旨は、「コンパクト」と書いてしまうと、一つの拠点だけに集約して、他は何も使わないと読み取られる可能性があり、よくないという思いがあったため、集約するとともにネットワーク化していくとか、高度利用、空き地・空家の有効活用などを含めて、賢い土地利用をしていこうというイメージから表現したものである。

どのような表現できるか検討させていただきたい。

轟 委員 趣旨は了解した。もっとも、「スマート」という言葉はいろいろな捉え方をするので、定義が必要なのではないかと思う。

志賀委員 「スマート」という言葉については、私も、同様の印象を持っている。

既に、個別の産業においては、「スマート」という言葉がよく使われている。

これに対し、個別の産業以外、すなわち、行政や地域においては、情報通信技術の発展に伴って、今後10年間、「スマート」という言葉がどのように定着していくのかという問題がある。たとえば、素案13ページの「(4)多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い」などにおいて、情報基盤やGIS(注:Geographic Information System、地理情報システム)などが、どのように県の土地利用全体のスマートさに結び付いていくのかについて、若干のヒントや方向性を加筆できるようであれば、分かりやすくなると思う。

事務局 県でも、AIやIoT等の活用を進めていこうとしているところであるので、国土利用計画の中でどのようなことが書けるか検討していきたい。

(災害リスク情報の提供と避難)

轟 委員 素案12ページの「5 県土利用の基本方針」の「①ハード対策と災

害リスク情報の提供・土地利用誘導等のソフト対策の適切な連携」では、避難のことまで触れられている。

これに対し、素案28ページの「9 計画の実現に向けた措置」の「①ハード対策と災害リスク情報の提供・土地利用誘導等のソフト対策の適切な連携」では、情報提供までで、避難について触れられていないので、避難について記載した方がよいのではないか。

なお、素案29ページ下から5行目では、避難について書かれている。しかし、これは、「②迅速な復旧・復興が可能な県土のシステムの形成」についての記載であり、この部分の避難に関する記述は、どちらかというと、素案28ページの方に記載した方がよいと思う。

事務局 「5 県土利用の基本方針」のところでは、災害リスク情報を提供することによって、適切な避難に繋げていこうというのが中心であったため、結果としての避難について触れず、手段である情報提供のみ記載している。

災害リスク情報の提供を、より避難に繋げていくために、どのように表現するか、検討させていただきたい。

#### (区画整理地内の公園)

本清委員 公園のことでお聴きしたいことがある。

既に住民が張り付いた区画整理地内で、防災施設や集会所を建設しようとしたところ、当初から整備済の公園以外に場所がなかったため、当該公園内にこれらの施設をつくろうとしている事例がある。これについて、可能か否か確認していただき、後日教えていただきたい。

事務局 関係部局と共有して対応したい。

#### (都市地域と自然公園地域とが重複する地域)

岡委員 素案38ページの「市街化区域及び用途地域と自然公園地域が重複する場合」について、県内における重複面積のデータがあれば教えていただきたい。

事務局 都市地域と自然公園地域が重複する地域は、1,086ヘクタールとなっている(素案45ページ)。

議長 では、事務局は、本日の各委員からの意見を踏まえ、案の作成に向けて検討されたい。

## (2) その他

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 (参考資料4「第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画に係る今後のスケジュール」に基づき説明)

## 6 その他必要な事項

次回（平成29年度第3回）は、平成30年3月26日（月曜日）午前10時から開催予定。

以上